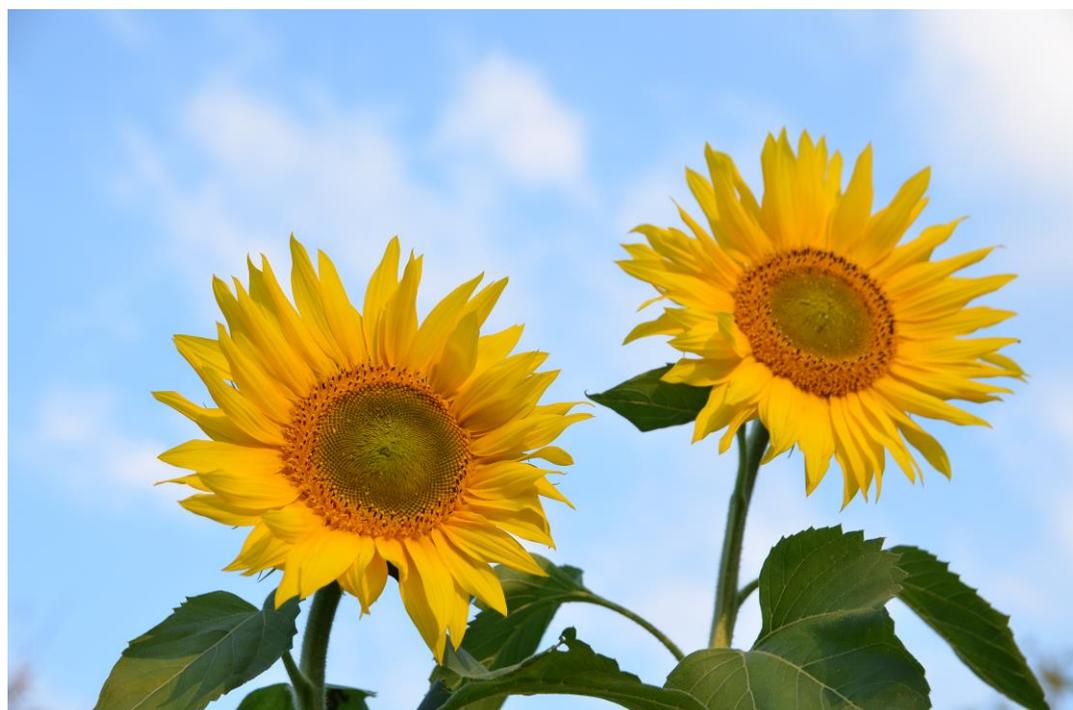


第2次うきは市人権教育・啓発基本計画



2016（平成28）年3月

うきは市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われて久しくなります。同和対策審議会答申が1965（昭和40）年に出され50年が経過しました。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとして、これまでわが国では、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する制度の整備や人権に係る多くの条約を批准・加入し、人権に関する様々な施策を講じてきました。市においてもこれまで、すべての市民の人権が守られるように人権行政に取り組んできました。しかし、今日においても、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する人権侵害が依然として存在するとともに、インターネットの普及に伴う新たな問題も深刻になっています。

あらためて人権を尊重することの重要性を痛感する次第です。すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりが、人権に関する基本的な知識を習得し、自らの課題として捉え、日常生活の中で人権を大切にす積極的行動が出来るようになり、それを広めることが重要です。

こうした人権啓発の必要性から国においては2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定、本市においても2005（平成17）年3月「うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、市民にその法律及び条例の趣旨が十分に浸透するように、全行政区で開催している「地域人権学習会」においてその趣旨について啓発をしてきました。

今回、本市では2006（平成18）年3月に策定した「うきは市人権教育・啓発基本計画」から10年が経過したこと、そして人権啓発をより一層推進する観点から、すべての取り組みを普遍的な人権の視点で再度見直し、新たな計画を策定しました。

今後は、この基本計画に基づき差別や偏見のない人間性豊かなまちづくりを進めてまいりますので市民の皆様のご理解とご協力を切にお願いする次第です。

2016（平成28）年3月

うきは市長 高木 典雄

目 次

第1章	基本計画改訂の趣旨	1
第2章	人権教育・啓発の現状と基本方針	
	1 人権教育と人権啓発の現状	3
	2 基本方針	3
第3章	分野別施策の推進	
	1 同和問題	4
	2 女性の人権問題	9
	3 子どもの人権問題	12
	4 高齢者の人権問題	16
	5 障がい者の人権問題	19
	6 外国人の人権問題	23
	7 HIV感染者、ハンセン病元患者等の人権問題	25
	8 さまざまな人権問題	27
	(1) インターネットによる人権侵害に関する問題	27
	(2) その他の人権問題	28
第4章	基本計画の推進体制	28

※「障がい者」の表記について

本計画では、基本的に「障がい者」と表記しています。しかし、法令、固有名詞等で「障害者」等とある場合は、そのままの表記としています。文章中、表記が混在し、読みづらい箇所もありますがご理解をお願いします。

第1章 基本計画改訂の趣旨

1 計画改訂の趣旨

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律^{※1}」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）の制定に伴い、その趣旨にのっとり、さまざまな人権問題に関する人権教育・啓発の指針となる「うきは市人権教育・啓発基本計画」（以下「基本計画」という。）を2006（平成18）年3月に策定し、行政の責務として人権教育及び人権啓発に係る取り組みを行ってきました。

「基本計画」策定から10年が経過し、新たな人権問題への対応や、この間の人権教育・啓発の成果と課題を踏まえ、また2016（平成28）年度から始まる「第2次うきは市総合計画」との整合性を保つため、今回「基本計画」の見直しを行ったものです。

今後、市民・事業者・行政の連携協力のもと、「人権のまちづくり」を実現するため新たな「基本計画」に沿った「実施計画」を作成し、人権尊重のための意識の向上を図ります。

2 人権教育・啓発の経緯

（1）国連の動向

国際連合^{※2}（以下「国連」という。）では国連憲章^{※3}を制定するとともに1948（昭和23）年には「世界人権宣言^{※4}」を採択しており、人権に関する基本的な考え方は国際社会において幅広く支持され、人々の間に定着しつつありますが、半世紀以上を経た今日においてもなお、すべての人の人権が保障されているとは言い難い状況にあります。

この間、国連は世界人権宣言の精神の実現に向けて、1965（昭和40）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約^{※5}」、1966（昭和41）年「国際人権規約^{※6}」など、差別の解消を目的とした人権関連条約や宣言を決議し、加盟国に批准・承認を求めてきました。

世界各国では、国連が設定した1975（昭和50）年「国際婦人年」、1979（昭和54）年「国際児童年」、1981（昭和56）年「国際障害者年」、1993（平成5）年「世界の先住民の国際年」、1999（平成11）年「国際高齢者年」などの国際年^{※7}に取り組んで来ました。

また、ユネスコ（国際教育科学文化機関）においても、さまざまな人権侵害をなくし、民主主義と相互尊重に基づく平和文化を創造するために、1993（平成5）年「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画^{※8}」が採択されました。同年国連によりウィーンで世界人権会議^{※9}が開催され「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。そして、翌年1994（平成6）年、第49回国連総会は「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年^{※10}」とすることを決議とともに「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。さらに「人権教育のための国連10年」の終了を受け、引き続き世界的な枠組みで人権教育に取り組む必要があることから、「人権教育のため

の世界計画」を2005（平成17）年から開始し、21世紀を真に「人権の世紀」とするための取り組みを推進しています。

（2）国の動向

世界的な人権尊重の流れの中で、国でも人権に関する諸制度の整備や諸条約の批准など、さまざまな施策が講じられました。1995（平成7）年、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年に国内行動計画が策定されました。その中には「国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する。」と国の基本姿勢が示されており、人権施策の総合的推進が図られてきました。

しかしながら、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による差別やその他の人権侵害が、なお存在しています。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の問題も生じており、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、人権教育・啓発がますます重要になると考えられます。

このような中、2000（平成12）年には「人権教育・啓発推進法」が制定されました。その中には国、地方公共団体はこの基本理念にのっとり、人権教育、人権啓発の推進に関する施策を策定し、実施する責務があるとされています。また、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と定められています。

その後、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が、また人権に関わる法律として、同年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、さらに2013（平成25）年には「障害者差別解消法」が成立し、2016（平成28）年から施行されます。

（3）県の動向

「人権教育・啓発推進法」の施行に伴い、福岡県では実情に即した人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進し、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、2003（平成15）年6月に「福岡県人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）が策定されました。

この基本指針に基づき、福岡県の人権教育・啓発を具体的に推進するため、「福岡県人権教育・啓発施策策定会議」において、人権施策の総合的な進行管理を行うようになっており、この適切な進行管理を遂行するため、2004（平成16）年度から毎年度、「実施計画」が作成されるようになっていきます。実施計画の策定にあたっては、人権を巡る国内外の諸情勢や社会経済状況の変化を適切に把握することが重要なため、同和問題をはじめ様々な人権分野の有識者からなる「福岡県人権施策推進懇話会」に意見を求め、具体的に実施されています。

学校教育の分野では同和教育副読本『かがやき』を活用した取り組みなどを体系化した「福岡県人権教育推進プラン」（学校教育における人権教育）が2008（平成20）

年度に策定され、さらに、人権教育を深めるために人権教育学習教材集『あおぞら』が2010（平成22）年度に発行されました。

第2章 人権教育・啓発の現状と基本方針

1 人権教育と人権啓発の現状

人権教育・人権啓発とは、「人権教育・啓発推進法」の第2条において「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育は除く。）をいう。」と定義され、第3条では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」と基本理念が述べられています。

本市は、日本国憲法や教育基本法等の国内法、人権に係る国際諸条約等の理念を具現化するため、人権教育・啓発を本市の総合計画に位置づけ「人権のまちづくり」の実現に向け施策を推進しています。

学校教育においては、「いのち」を大切にし、自他の人権を尊重する「お互いの個性を認め合う心」や、「人の痛みがわかり、人の気持ちが理解でき、行動できるように、人と人との豊かな人間性を育成すること」を目標に実践し、成果をあげています。

また、社会教育・生涯学習の観点から、人権を尊重し差別のない社会を形成していくために、教育の重要性を基調として、人が人としての倫理観を体得し、差別のない人権のまちづくりを目標に、各学校や地域での出前講座や研修会等を開催し、市民が人権問題について学習する機会の提供や人権についての識見をもつ指導者の養成に努めています。

これまでの人権教育については、同和問題・障がい者問題・子ども問題・女性問題・高齢者問題などを中心に家庭、学校、地域、企業・職場での取り組みを進めています。

しかし、私たちの身の回りには、未だにさまざまな偏見や人権侵害が残っているだけでなく、国際化、情報化、高齢化、少子化などの進展に伴い、生命・身体の安全に関する問題である児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者などからの暴力、さらにはインターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も生じています。

このような社会現象の中において、市民一人ひとりが人権尊重の重要性を再確認し、自分以外の人の人権をも大切に作る行動がとれるようになることが重要です。

そのため、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識を習得し、日常生活の中で、人権尊重の主体的な行動へと結びついていくように、同和問題啓発強調月間（7月）での街頭啓発活動や同和問題啓発強調月間講演会、人権週間^{※11}（12月4日～10日）における街頭啓発活動や人権フェスティバル、さらには人権セミナーなどを実施し、また、「うきは市人権・同和教育研究協議会」と連携して教育・啓発を行っています。

2 基本方針

基本計画では、これまで実施してきた内容を評価検討し、憲法第14条の理念を実現す

るため、同和問題をはじめとするすべての人権問題を解決する行動に向け、「人権教育・啓発推進法」に定められた基本理念をすべての市民が自己実現できるよう、今後の人権教育・啓発方針を以下のとおりとします。

(1) 同和問題をはじめとするすべての人権問題を解決する教育・啓発

それぞれの人権問題には独自の歴史と課題が存在すると同時に、様々な人権問題がかかりあって新たな差別を生み出しています。様々な人権問題は共通の課題を持っており、この共通の課題を解決することがすべての人権問題解決の道筋であると考えます。

したがって、この基本計画は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の共通課題^{※12}を解決するという視点に立って策定し、その施策を推進します。

(2) すべての人が共存できる人権尊重社会実現のための教育・啓発

市民すべてが人権問題を単に知識としてとどめるのではなく、自らの課題として受け止め、主体的に学び、行動し、あらゆる場面に活かすことができるような人権意識の高揚に取り組みます。

また、お互いの違いや異なる考え方、生き方を尊重し、認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会を実現するための教育・啓発とします。

これらの教育・啓発は市民の理解と共感を得ながら確実なものにしていきます。

(3) 人権を侵すと考えられる制度や風習を改める教育・啓発

私たちは、昔からの制度や風習の中で生活しています。制度や風習は伝統・文化として大切にする必要がありますが、中には人権を侵害すると考えられるものもあります。そのような制度や風習を見直すための教育・啓発とします。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

国連は、二度の世界大戦を教訓として1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が世界平和の基礎であると示しました。その理念は、その後さまざまな人権に関する宣言や条約、国際年の提起として具体化され、国連はこのような取り組みを通して、各国に対して人権保障のための法の整備や行政の体制整備を要求してきました。

国内では、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申^{※13}（以下「同対審答申」という。）において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって（中略）その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本認識が示さ

れました。この答申を踏まえ、国は1969(昭和44)年7月に10年間の時限立法として「同和対策事業特別措置法^{※14}」(以下「同対法」という。)を施行し、以後二度にわたり特別措置法を制定し、約33年間、同和問題解決に向けた関係施策を実施してきました。

また、1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会意見具申^{※15}(以下「地対協意見具申」という。)では、「我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。(中略)我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われている(中略)国際社会における我が国の果たす役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」と述べ、我が国の人権に深くかかわる問題であることが位置づけられました。

福岡県では、同和問題の解決を重要な課題と位置づけ、福岡県独自の施策として1981(昭和56)年から毎年7月を同和問題啓発強調月間と定め、街頭啓発や講演会など、市町村と一体となって啓発事業を推進しています。

イ うきは市の取り組み

本市は、旧浮羽町と旧吉井町が2005(平成17)年3月20日に合併し、2006(平成18)年3月には、これからの人権教育・啓発の指針となる「うきは市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。本市ではこの「基本計画」に基づき、様々な教育・啓発活動を行っています。具体的には同和問題啓発強調月間(7月)や人権週間(12月4日～10日)における街頭啓発や講演会、広報誌への掲載、一人ひとりの同和問題の正しい認識を深めるため、「人権セミナー」や「出前講座」等を実施しています。

また、これまで課題であった、市主催の講演会やセミナーへの参加者の固定化に対応するため、市職員が細かく地域に出向いていく「地域人権学習会」を2012(平成24)年から4年計画で実施しており、2015(平成27)年に158行政区の全てを回り終えました。

人権啓発リーダー養成について、地域においては「うきは市人権教育・啓発推進委員」を各行政区に配置し、毎年研修会を開催しています。特に、2014(平成26)年から2年連続で参加型研修(ワークショップ)を取り入れ、グループ討議することで認識を深めています。また、市の施策の実施者である行政職員については、「地域人権学習会」に向けた管理職、係長研修をはじめ、各課から選出された「人権・同和教育啓発推進委員」を対象に、年5～6回の連続した勉強会を開催し、勉強会終了後は、受講した職員が各職場での研修を実施しています。

小学生の「社会教育集会所」(以下「集会所」という)学習では、「集会所」が建てられた意義や果たす役割、差別をなくすために行政、学校、地域が連携して取り組んでいることなども児童に伝え、小学生が初めて「人権・同和問題」に出会う場となっています。

ウ 課題

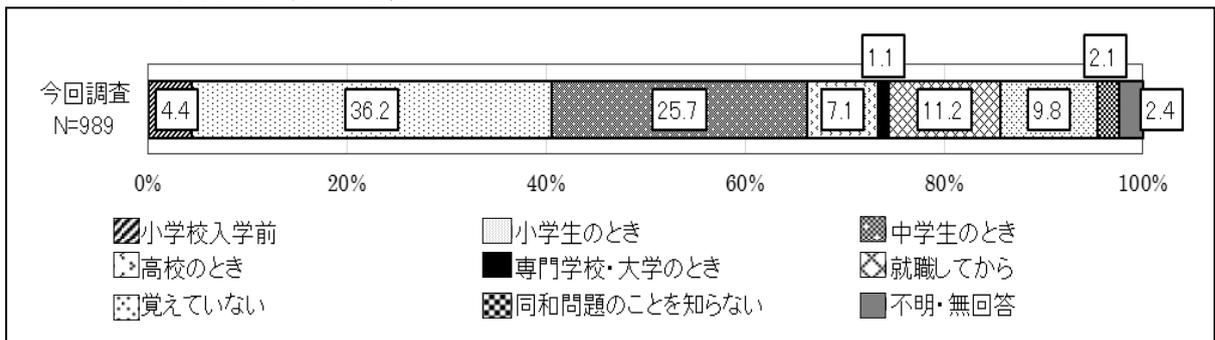
2015（平成27）年で「同対審答申」から50年が経過しました。答申でも示されているように、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であることから、国・県や市では同和問題の解決に向けたさまざまな取り組みを積極的に推進してきました。

しかし、今なお、県外だけでなく県内でも部落差別に関わる差別落書き、結婚や男女交際に関する身元調査事件、行政書士等による「戸籍・住民票不正取得事件」、同和地区やその情報を問い合わせる「同和地区問い合わせ事件」、インターネットの差別書き込み等が報告されており、依然として差別事象が発生しているのも事実です。

当市が2014（平成26）年に実施した「うきは市人権・同和問題市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）によると

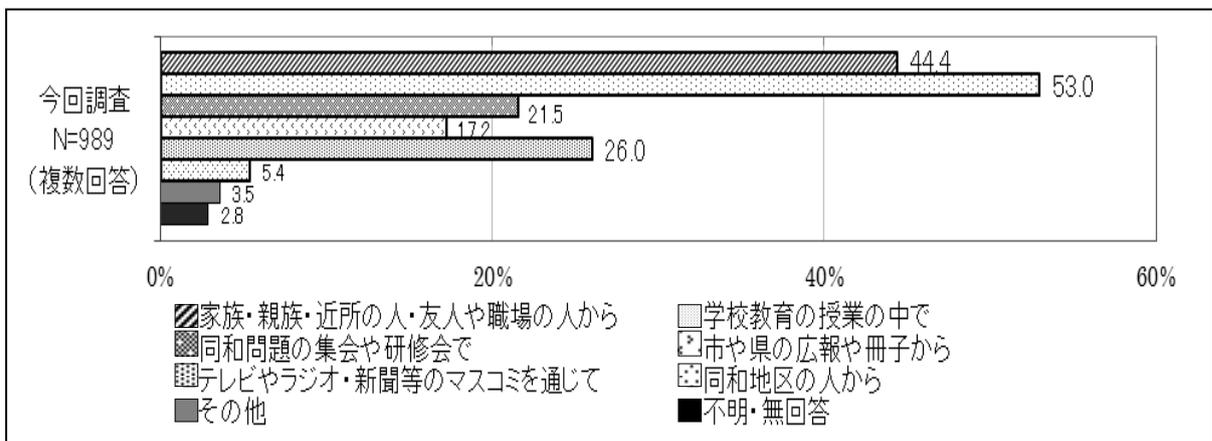
- 「同和問題をはじめて知った時期はいつ頃か」の問いに対して
 - 「小学校入学前」(4.4%)
 - 「小学校のとき」(36.2%)
 - 「中学校のとき」(25.7%)
 と義務教育終了までに66.3%の人がその存在を知っている。

図1 同和問題の認知時期



- 「同和問題に関する情報は何を通して得たものか」の問いに対して
 - 「学校教育の授業」(53.0%)
 - 「家族、親族、近所の人、友人、職場の人」(44.4%)
 が特に高い。

図2 同和問題の認知過程（複数回答）



- 「同和問題の解決のために必要なことはどのようなことだと思うか」という問いに対して
- 「同和問題が正しく理解されるよう、教育・啓発活動を推進する」(42.0%)
に高い割合を示す一方
「同和問題や差別のことを口に出さないでそっとしておく。子どもに教えない」
(25.3%)である。
- 「結婚・就職に際して同和地区出身かどうかを調査することについてどう思うか」という問いに対して
- 「問題があるのでやめるべきだ」(40.7%)と高い割合を示す一方
「問題はあるが仕方ない」(17.1%)
「問題があるとは思わない」(16.4%)である。
- 「同和地区の人との結婚問題」に対して
- 「同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意思を尊重する」(47.1%)
「自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意思を尊重する」(21.0%)
「自分としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方ない」(8.8%)
「自分としては反対しないが、家族や親戚の反対があれば認めない」(2.6%)
「自分は反対であり、認めない」(2.8%)
- 「同和問題に関するあなたの考え方について最も近いものは」という問いに対して
- 「同和問題解決のため積極的に努力したい」(5.1%)
「自分は差別しないようにしたい」(69.8%)
「個人ではどうしようもない問題であるので成り行きに任せる」(15.6%)
「自分とは直接関係のない問題である」(5.2%)
- 「市が主催する啓発行事のうち一度でも参加したことがあるもの」という問いに対して
- 「7月の同和問題啓発強調月間講演会」(16.4%)
「12月の人権フェスティバル」(12.8%)
「人権セミナー」(13.5%) 「地域人権学習会」(12.3%)
「いずれも参加したことがない」(52.2%) 「開催されていることを知らない」(14.7%)
若い年齢層ほど「いずれも参加したことがない」や「開催されていることを知らない」
が高く、人権問題に対する関心度でも、29歳以下で人権問題に対する関心が低い。

このことから以下のことが課題です。

- ・多くの人が小・中学校の時期に学校の授業または家族や親族等、身近な人から同和問題の知識を得ており、その知識は必ずしも正しい事実に基づくものではない可能性を考えると、身近な人から噂や憶測として聞く前に、学校教育の中で正しい事実に基づいたことを教えていくこと
- ・「寝た子を起こすな」的考えが約3割と根強いこと
- ・同和地区出身かどうかの身元調査について「問題があるが仕方ない」、「問題があるとは思わない」を合わせると3割強であり、これらの市民に対する啓発
- ・同和地区の人との結婚問題に対しては、無条件に「子どもの意思を尊重する」割合は5割弱であり、まだ半数がこだわりを持っていること

- ・「身元調査」、「結婚」とともに、年齢が高くなるほど、同和地区に対する偏見やこだわりが強い現状に対応するための、高い年齢層に対する教育・啓発
- ・同和問題を含め様々な人権問題を、他人ごとではなく自分との関係で考える啓発の在り方や内容の検討
- ・市が主催する啓発行事に一度も参加したことのない市民への参加の促進、及び開催されていることを知らない市民への周知
- ・学校の授業で人権・同和教育を受けてから時間が経っていない若い年齢層で人権問題に対する関心が低い結果であったことに対応するための、学校教育における人権・同和教育の在り方や若い年齢層に対する対策
- ・団塊世代の退職により増加している若年層の行政職員、教職員に対する意識向上のための研修

(2) 施策の基本方針

今後の推進にあたっては、これまでの人権・同和教育、啓発の成果と反省を踏まえ、引き続き諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

今後の施策として以下のとおり推進します。

<同和問題に係る基本方針>

- ・啓発活動の充実
- ・家庭・学校・地域・行政の連携推進
- ・研修事業の効果的運営
- ・同和問題に対する科学的認識（歴史・現実、実態・法規）を深め、正しい認識のもとに豊かな人権感覚を養い、真に差別をなくす意志と実践力を持つ人材の育成

(3) 具体的な施策

ア 家庭や地域における教育

- (ア) 生涯学習の視点に立った、子どもから高齢者にいたる幅広い層を対象にした人権・同和問題に関する多様な学習機会の提供
- (イ) 感性や態度、行動につながるような学習内容及び方法の工夫・改善
- (ウ) 子どもたちの発達段階に応じた効果的な人権教育の推進
- (エ) 保護者に対する研修会の実施及び情報の提供
- (オ) 自治協議会等との連携を図り、それぞれの地域が自発的に地域に密着した学習を行い、差別をなくす行動を起こせるような、各種研修会等を通じた地域の指導者育成

イ 学校教育

- (ア) 様々な人権問題の共通点を踏まえた、人権・同和教育の推進
- (イ) 教育活動を通じた計画的・効果的な人権・同和教育の推進
- (ウ) 体験活動や各種副読本等を活用した、豊かな人権感覚の育成支援の推進

- (エ) 人権尊重の視点に立った学校づくりと、家庭や地域と連携した啓発活動の推進
- (オ) 部落差別の現実に学ぶことなど教職員研修の充実
- (カ) 指導内容と指導方法等の工夫改善の推進
- (キ) 子どもの個々の能力や適性の伸長を図るための、学力（生きる力）・進路保障の推進

ウ 啓発

(ア) 市民に対する啓発活動の充実

- ① 市民一人ひとりが同和問題について、正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組めるような啓発内容や手法の創意・工夫と周知方法の工夫
- ② 自由な意見交換ができる啓発事業等の推進
- ③ 「人権教育・啓発推進法」をはじめ、「同対審答申」、「地対協意見具申」等、国の施策方針や「うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」等、うきは市の施策方針についての周知徹底のための啓発活動の推進

(イ) 地域における啓発研修の支援

- ① 自治協議会における学習講座の推進
- ② 講師斡旋事業の充実
- ③ 自治協議会やそれぞれの地域で自発的な啓発活動ができるような地域人材の活用
- ④ 学校、行政関係職員の資質向上の推進
- ⑤ 家庭や地域と連携した啓発活動の推進

(ウ) 企業における啓発の推進

- ① 事業者や事業者団体に対する啓発指導の推進
- ② 企業内啓発の充実
- ③ 公正な採用が行われるよう職業安定所との連携の強化
- ④ 公正採用選考人権啓発推進員が未配置な企業に対する啓発推進

(エ) えせ同和行為^{※16}の排除

- ① 関係機関と連携を通じた「えせ同和行為」の排除に向けた啓発活動の推進
- ② 市民が「えせ同和行為」に適切に対応できるための研修会・講演会の実施

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、1975(昭和50)年の「国際婦人年^{※17}」に始まり、1979(昭和54)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約^{※18}」や数回の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きとつながってきました。

わが国では、1994(平成6)年「男女共同参画推進本部」が設置され、1996(平

成8)年には「男女共同参画2000年プラン^{※19}」を策定しました。

1999(平成11)年には、「男女共同参画社会基本法^{※20}」が制定され、2000(平成12)年には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、2001(平成13)年には、男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局が設置されるなど、推進体制が強化され、2010(平成22)年には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが総合的・計画的に推進されました。

さらに、個別の課題に対応するため、1985(昭和60)年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法^{※21}」という。)、1991(平成3)年「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律^{※22}」(以下「育児・介護休業法」という。)や2001(平成13)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^{※23}」が制定されるなど法律や制度の整備が図られました。

福岡県では、2001(平成13)年に「福岡県男女共同参画推進条例」が施行され、2011(平成23)年には「第3次福岡県男女共同参画計画」、「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、男性も女性も個性を發揮し、伸び伸びと豊かに暮らせる男女共同参画社会の推進に努めてきました。

イ うきは市の取り組み

国においては、男女共同参画社会基本法が1999(平成11)年6月23日に制定され、福岡県では男女共同参画推進条例が2001(平成13)年10月19日に制定されました。

本市では、2006(平成18)年6月「うきは市男女共同参画推進条例」を制定し、2007(平成19)年3月に「うきは市男女共同参画基本計画」を策定しました。性別による固定的役割分担意識をなくし、男女共同参画意識を促進するため、研修会・講演会等の開催やDV防止啓発チラシの配布等を行い、男女共同参画の推進に努めてきました。また、市の政策・方針決定への女性の参画推進に向けて、各種審議会・委員会への女性委員の登用率目標を明確にし、女性委員数の状況確認や条例、規則の改正等を各課に周知するなど、目標達成に向け取り組んできました。

ウ 課題

本市では、上記に述べたように、女性問題の解決に向けたさまざまな取り組みを積極的に推進してきました。しかし、私たちのまわりには、依然として性別によって固定化された役割分担意識に縛られ、社会の制度や風習・慣行などが女性や男性の生き方の自由な選択に影響を及ぼしている現状が根強く残っています。少子化や高齢化社会、急速な核家族化の進展、就労形態の変化、社会の国際化、経済状況の大きな変化など多様化する社会的な課題に対応するためにも、男女が共に社会の責任を担う男女共同参画社会の推進が必要です。

「市民意識調査」によると

○「女性の人権に関することがらで、特に問題と思うものは何か（複数回答）」の問いに対して

「女性の社会進出を支援する制度が整っていないこと」(37.0%)

『男は仕事、女は家事や育児』といった男女の役割分担意識」(33.8%)

○「女性の人権が守られるために、今後特に必要なことはどのようなことだと思うか」の問いに対して

「生涯女性が働くことができる環境を整備する」(55.7%)

「職場で採用や賃金、昇進での格差や性別による仕事の役割分担などを改めるよう事業所を指導する」(37.5%)

以上のように性別による固定的役割分担意識は依然として残っており、男女共同参画社会を実現するためには、個人の意識改革が重要な課題となっています。

また、女性の社会進出を支援する制度の確立や、雇用に関して性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用の実現を促すとともに、再就職支援を含めた女性の能力開発にも取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の基本方針

本市では、「うきは市男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いに認め合い、性別にかかわらず人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進に向けて、家庭、地域、職場等あらゆる分野において男女共同参画推進施策を重要施策として位置づけ、今後の施策として次のとおり推進します。

<女性の人権問題に係る基本方針>

- ・人権を尊重し男女共同参画社会を進める意識づくり
- ・家庭における男女共同参画の促進
- ・だれもが参画できる男女共同参画による社会づくり
- ・男女がともに活躍できる就労環境の実現
- ・男女間の暴力を許さない対策の充実

(3) 具体的な施策

ア 家庭

(ア) 家庭での男女共同参画に関する学習機会の提供

(イ) 男性の育児・介護への参画の推進

イ 地域

(ア) 地域活動に参画しやすくするための環境整備

(イ) 男女共同参画に取り組む活動団体の育成と活動支援

ウ 職場

(ア) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた周知・啓発

(イ) セクシュアル・ハラスメント等防止に向けての取り組みの促進

エ 学校教育

(ア) 小・中学校における「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等の学習の推進

(イ) 男女の固定的な役割分担意識にとらわれない教育の推進

(ウ) 教職員に対する男女共同参画社会に係る研修の推進

オ 行政組織の充実

(ア) 行政職員における意識改革の推進

(イ) 女性職員の役職登用に向けた積極的推進

(ウ) 各種審議会等への女性の積極的登用

カ 男女間の暴力の防止

(ア) 暴力を許さない意識づくり

(イ) 早期相談の推進と相談体制の充実

3 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

次代を担う子どもが個性豊かに、また健やかに成長していくことは世界共通の願いです。

しかし、世界においては、貧困により、劣悪な条件で働かされたり、麻薬や性的搾取、少年犯罪等が増加するなど、子どもを取り巻く状況は深刻になっています。

このような状況の中、国連は1979(昭和54)年を「国際児童年」と定め、また1989(平成元年)年には、「児童(子ども)の権利に関する条約^{※24}」(以下「子どもの権利条約」という)を採択し、子どもの人権保障について各国に呼びかけました。

我が国においては、1947(昭和22)年に「児童福祉法」、1951(昭和26)年に「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重と福祉の保障及び増進を進めてきました。また、「子どもの権利条約」を1994(平成6)年に批准し、条約の精神に沿って、1998(平成10)年に「児童福祉法^{※25}」の一部改正を行い、2000(平成12)年には被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止等に関する法律^{※26}」を制定しました。

少子化問題では2003(平成15)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、2009(平成21)年に「青少年インターネット環境整備法」を制定、2010(平成22)年には「子ども子育てビジョン」により子育てに関わる方針を示すなど「次世代育成支援行動」の取り組みを進めています。

さらに、近年、子ども社会におけるいじめの問題も深刻化、社会問題となっており、2013(平成25)年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止のための取り組みも進められています。

福岡県においては、1983(昭和58)年に、広範に総合的な取り組みを行うため設置された「福岡県青少年健全育成対策推進本部」の下で、1995(平成7)年「福岡県青少年健全育成条例」が制定され、この条例が適正に運用されるように1997(平成9)年「福岡県児童育成計画」が策定されました。また、急増する児童虐待に対応するため、2000(平成12)年に庁内組織として「福岡県児童虐待防止対策協議会」を、2001(平成13)年には県内の福祉・医療や教育等の関係機関・団体に組織する「福岡県児童虐待防止中央連絡会議」を設置するとともに、県内14ブロックに「福岡県児童虐待防止地域連絡会議」を設置し、児童虐待防止ネットワークを構築するなど、児童虐待に係る防止施策の推進を図ってきました。さらに2005(平成17)年には「福岡県次世代育成支援行動計画」の前期計画、2010(平成22)年からは後期計画が定められています。

2012(平成24)年には、県民一人ひとりが福岡県に生まれ、生活してよかったと実感できる「県民幸福度日本一」に向けて、目指すべき姿とこれを実現するための施策の方向を示す「福岡県総合計画」が、また教育委員会所管分野に係る実施計画として、福岡県教育施策実施計画が策定されています。

イ うきは市の取り組み

我が国の急速な経済発展の中で、子どもたちは物質的な豊かさを享受する一方で、生活体験や自然体験が少なくなり、社会性の欠如・自立の遅れが見受けられ、「心の豊かさ」を育む教育が十分に行われていない状況にあります。

また、少子化・高齢化、核家族化などの家庭構造の変化や都市化などの地域構造の変化がもたらす親の過保護、放任や人間関係の希薄化により、子どもに対して、生命や人権を尊重する心、規範意識、社会性、共生の心を育てにくい環境になっています。

本市では、人権教育と道徳教育の充実が必要と考えられます。

そのため、学校、家庭、地域が連携を図りながら基本的な生活習慣の定着及び物事の是非や善悪の判断などといった規範意識をしっかりと身につけさせる人権教育と道徳教育の充実を図ってきたところです。

不登校児童生徒については、さまざまな要因が絡み一人ひとりの背景や事情が異なるため、画一的な指導では問題の解決には至らないことから、適応指導教室(キーノート)^{※27}やうきは市教育センター内に子育てネットワーク会議を設置して相談体制の充実を図り、家庭・学校・地域・関係機関が緊密に連携して問題解決に努めています。特に中学校においては、不登校対応支援員を配置して対応しています。

これら生徒指導上の諸問題の解消に向けては、対症療法的な手法でなく、問題行動の本質を把握し適切な指導ができる指導体制の確立に努めています。

社会教育においては、「うきは市民大学」の子ども未来学部において鷹取登山や壱岐訪問を通して団体行動と生きる力を育み、また、米粉パンづくり、陶芸教室等の学べる講座を実施し、祖父母・父母とのふれあいを大切に、各講座を通して人としての生きる力を育んできました。

さらに2007(平成19)年に「うきは市要保護児童対策地域協議会」を設置するとともに、関係機関との連携により児童虐待防止等に取り組んできました。

子ども社会におけるいじめ問題に対しては、「うきは市いじめ防止基本方針」を教育委員会が策定し、市に「いじめ問題対策連絡協議会」を、教育委員会に「いじめ問題対策推進委員会」を附属機関として設置しました。さらに全小・中学校で「いじめ防止基本方針」を策定し、「校内いじめ問題対策委員会」を機能させ、いじめの早期発見と早期解決及び啓発に取り組んでいます。

ウ 課題

近年、少子化や核家族化により、家庭や地域における子育て機能の低下や、地域とのつながりの希薄化といった問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、家庭・学校・地域・関係機関との緊密な連携が求められています。また、学校における人権・同和教育の成果は、児童・生徒の教育にあたる教職員に負うところも大きく、教職員はその職責を自覚し、人権・同和教育への感性を磨き、認識及び実践的指導力を高め、豊かな人権感覚を備えることが必要です。

そのため、校長・教頭および教職員を対象にした研修会を通して、教職員の人権・同和教育に対する認識を高めるとともに、児童・生徒に対する指導の充実を図らなければなりません。小・中学校における人権・同和教育の成果が、高等学校・大学における人権・同和教育の深化・充実に結びつくように、「うきは市人権・同和教育研究協議会」の活動を通して、広く地域・家庭との連携を深めることが大切です。

社会教育においては「子どもは社会全体で育むものである」ことを認識し、指導方法や学習内容の検討と、地域の実態を踏まえたうえで、様々な人的資源、社会資源を活かした教育活動が必要です。

「市民意識調査」によると

- 「子どもの人権に関することからで、特に問題であると思うものは何か（複数回答）」の問いに対して
 - 「家庭での育児放棄や虐待」(73.1%)
 - 「子ども同士のいじめ」(63.8%)
- 「子どもの人権が守られるために、今後必要なことはどのようなことだと思うか」の問いに対しては
 - 「子どもが健やかに育つよう愛情豊かな家庭を作る」(66.9%)
 - 「家庭、学校、地域の連携を強め、地域社会全体で子どもを育てる」(63.6%)
 - 「学校において、いじめ防止の取り組みを強化する」(49.8%)

以上から、家庭・保育所（園）・幼稚園・学校・地域等が連携して子どもの人権を守り、将来を担う子どもが、夢や希望をもって暮らせる環境を作っていくことが重要です。

(2) 施策の基本方針

「うきは市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが健やかに成長できる子育て環境の整備や援助を必要とする子どもや家庭への支援等に取り組みます。

今後の施策として以下のとおり推進します。

＜子どもの人権問題に係る基本方針＞

- ・ 人権尊重の精神のもと、大人が、次代を担う子どもの人権を尊重し、健やかに育成することを認識することが必要であるため、大人一人ひとりが「子どもの権利条約」の趣旨について理解を深めるよう広報、啓発
- ・ いじめ問題について、いじめを見過ごすことは、いじめに加担することであるという視点に立ち、早期発見、早期解決、啓発の推進
- ・ 育児放棄、児童虐待、いじめ、不登校、体罰や非行の予防・解決に向け教育・保健・医療・福祉等関係機関及び団体との連携を図り、地域全体で子どもを育成する体制を整備
- ・ 家庭・学校・保育所（園）・幼稚園・地域が連携し、基本的な生活習慣や自立心、規範意識等がしっかりと身につくように、心豊かに育む教育・青少年の健全育成を推進

（３）具体的な施策

ア 家庭や地域における教育

- （ア）自治協議会における青少年育成活動の推進
- （イ）教育・保健・医療・福祉等の関係機関及び民間団体との連携の強化
- （ウ）地域における「子ども会等」活動の充実
- （エ）「うきは市子育てと教育を進める集い」等を通じた青少年育成の推進
- （オ）子どもの権利条約の趣旨についての理解を深めるような広報・啓発の推進

イ 学校教育

（ア）人権教育・道徳教育の推進

- ① 家庭・学校・地域の連携や、効果的な指導資料の活用の推進
- ② ボランティア活動等を通じた、自然とのふれあいや人との出会いの推進

（イ）生徒指導の推進

- ① 問題行動の本質を把握し適切な指導を行うための推進体制の確立
- ② 人権尊重の精神及び社会の一員としての自覚の育成
- ③ 教職員の研修の充実

（ウ）社会環境整備の推進

- ① 家庭・学校・地域が連携した、いじめの早期発見と早期解決及び啓発の推進
- ② 児童虐待防止のネットワークの構築、及び効果的対応の推進
- ③ 開かれた学校づくりを図るための、家庭・学校・地域及び関係機関との連携強化
- ④ 近隣の学校や関係諸機関と連携した地域ぐるみの支援体制の整備
- ⑤ 相談体制・適応指導教室・教職員研修・家庭及び地域啓発の充実

ウ 子育て支援

- （ア）「子育て支援センター」の充実

- (イ) さまざまなニーズに応じた保育サービスの充実
- (ウ) 0歳期教室、幼児期の読み聞かせの集い等の推進
- (エ) 利用しやすい相談窓口体制の整備と相談員の知識・技術の向上の推進
- (オ) うきは市要保護児童対策地域協議会関係機関の連携

4 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

高齢化社会に向けて、世界的な取り組みが初めて行われたのは、1982(昭和57)年にウィーンで開催された「高齢者問題世界会議」です。以後、国連は1991(平成3)年に「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5項目の実現に向けて「高齢者のための国連原則」を採択し、1999(平成11)年を「国際高齢者年」と指定し、世界の国々へ高齢者問題に対する取り組みを示唆してきました。

我が国においては、高齢者保健福祉施策を充実するため、1989(平成元)年に「高齢者保健福祉推進10カ年戦略(ゴールドプラン)^{※28}」が、1994(平成6)年に「新・高齢者保健福祉推進10カ年戦略(新ゴールドプラン)^{※29}」が策定されました。そして2000(平成12)年度からの介護保険制度導入に向け、全国の自治体は「介護保険事業計画」を策定し、国は高齢者保健福祉施策の一層の推進を図る「ゴールドプラン21^{※30}」を1999(平成11)年に策定しました。

介護保険制度の施行と同じ2000(平成12)年から、判断能力が十分でない方の権利を守るための「成年後見制度」や高齢者が福祉サービスを利用する際に、援助を行うなどの「福祉サービス利用援助事業」が実施されています。

特に、2005(平成17)年には改正介護保険法において高齢者の「尊厳の保持」や「権利の擁護事業」について明示されたほか、2006(平成18)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるなど、高齢者の人権を守るための制度は充実してきています。

また、2012(平成24)年からの介護保険制度の改正において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることとしています。

福岡県においては、1994(平成6)年に「高齢者保健福祉計画」を策定し、総合的にサービスを提供できる体制づくりに努めてきました。また、1998(平成10)年に「福岡県福祉のまちづくり条例」を制定し、建物や道路、公園などのバリアフリー化を推進してきました。さらに2015(平成27)年には、高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを基本理念とした「第7次福岡県高齢者保健福祉計画」が策定されました。

イ うきは市の取り組み

本市の高齢化率は、2014（平成26）年10月に30%を超え、2015（平成27）年4月1日現在で30.7%と高齢者が市民の4人に1人以上を占めており、今後も高くなると見込まれます。高齢化の状況としては、2004（平成16）年には後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65歳～74歳）を上回り、2015（平成27）年4月1日現在で、75歳以上の人口は5,098人、人口比率は16.3%となり、少子化問題と相まって行政課題となっています。

高齢者の保健・福祉に関する基本的な施策の方針を定め、地域における高齢者保健福祉事業に関する総合計画として、合併後、新たに「うきは市高齢者保健福祉計画」を2007（平成19）年3月に策定、2009（平成21）年11月に改訂し、保険者である福岡県介護保険広域連合が作成した「介護保険事業計画」と相互に補完し合いながら、高齢者の総合的な保健福祉施策の展開を図ってきました。これらの計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築へ努めています。

特に、認知症高齢者対策では、認知症高齢者が尊厳をもって暮らしていけるよう、地域福祉権利擁護事業^{※31}や成年後見制度^{※32}を推進しています。

さらに、地域住民が認知症を理解し、認知症の方やその家族と適切に接することができるよう「認知症サポーター等の養成事業」に取り組んでいます。また、2012（平成24）年4月から地域包括支援センターが設置され、高齢者や家族等からの各種相談の受け付けや、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護のための事業を行っています。

一方、行政のみならず、地域においても、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等の関係機関や関係団体との連携を図りながら、高齢者を支援しています。

ウ 課題

高齢化の進展に伴って、高齢者がいる世帯が増加し、とりわけ高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加が顕著であり、このような社会動向の中、高齢者に係る医療費や介護給付費等の大幅な増大が見込まれることから、将来にわたり持続可能な社会保障システムの構築は喫緊の課題となっています。

「市民意識調査」によると

○「高齢者の人権に関することからで、特に問題であると思うものは何か（複数回答）」の問いに対して

「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」（68.5%）

「一人暮らしが多いこと」（58.3%）

「介護・福祉・医療施設や制度の未整備」（46.2%）

○「高齢者の人権が守られるために、今後特に必要なことはどのようなことだと思いか」の問いに対して

「高齢者が能力や知識、経験を活かして活躍できるよう、就業機会、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす」（53.4%）

「高齢者を狙った犯罪の防止など高齢者の権利や生活を守る制度を充実させる」（47.9%）

「いろいろな分野で高齢者と他の世代との交流を促進させる」(42.8%)

このように、就労の意志・能力があるにもかかわらず、高齢であることのみをもって就労の機会が確保されず、結果として社会参加や自己実現の権利が十分に保障されないといった問題や、高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺による被害の増加も問題となっています。

また、高齢により心身の機能が衰え、介護が必要となった場合に、人格やプライバシーを無視された処遇を受けたり、身体を拘束されたりするなど、高齢者の「人間としての尊厳」が脅かされる状況や、判断能力が十分でない認知症高齢者の財産管理の問題も生じています。

(2) 施策の基本方針

高齢者に対してこれまでは、とかく弱者あるいは保護を受ける立場にあるといったとらえ方をする傾向がありました。しかし、その人なりの信条や生き方を長年積み重ねてきた高齢者は、かけがえのない知識をもった一人の人間です。今後は高齢者を地域全体で支える体制を構築する必要があります。

今後の施策として以下のように取り組みます。

<高齢者の人権問題に係る基本方針>

- ・豊かな人生経験をもつ高齢者が、その経験と知識を生かし、地域の一員として積極的に活動できる地域づくり及び住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進
- ・高齢により心身機能が衰え、介護が必要になった場合にも高齢者の「人間としての尊厳」が保障されるよう教育・啓発の推進
- ・高齢者福祉サービスの量と質の保障、情報の提供、利用者の権利擁護に努めるとともに、高齢者が必要なサービスを受けられる社会づくりの推進

(3) 具体的な施策

ア 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

- (ア) 住宅や建物・交通等ハード面の整備推進（バリアフリー）
- (イ) 学校・社会教育における、あらゆる世代間交流をとおしたソフト面の充実
- (ウ) 社会的・心理的なさまざまな障壁の排除（バリアフリー^{※33}）
- (エ) 地域で高齢者を見守り、支える体制の整備

イ 自己決定の尊重と権利擁護

- (ア) 社会活動への参加や高齢者が自ら福祉サービスを選択するなど、高齢者が主体となったサービスの選択・利用・開発を行うことや、サービスの提供者となることを通じた、より適切なサービスを楽しむことを可能とするための支援
- (イ) サービスの内容が不十分な場合や自己選択・決定が困難な場合の権利の擁護
- (ウ) ひとり暮らしの高齢者などへの悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪防止
- (エ) 高齢者虐待を防止する取り組みの推進

ウ 生活の質の向上

- (ア) 保健・医療・福祉サービスを総合的・包括的に提供することによる、生活の質の維持・向上の支援
- (イ) 生涯学習の充実、就労を希望する高齢者への支援

エ 市民参加と情報提供・公開を推進

- (ア) 地域包括ケアシステムの構築へ向けた、市民参加の促進
- (イ) 情報の提供や公開の推進

オ ノーマライゼーションの理念の浸透

- (ア) 高齢者が尊厳をもって、地域のなかでその能力や知識、経験が生かされるような地域づくりの推進
- (イ) 教育や保健福祉施策を通じたノーマライゼーション^{※34}の理念の醸成

カ 介護等に関する教育・啓発の推進

- (ア) 高齢者の介護や援助活動に関わる職員及び家族に対する高齢者の人権に関する教育・啓発の推進

5 障がい者の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

障がい者の人権尊重に対して、国連は、1981(昭和56)年、障がい者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年^{※35}」を設定し、1983(昭和58)年からの「障害者のための国連10年」などを定めました。また、2006(平成18)年に障害者権利条約が国連総会において採択され、わが国も2007(平成19)年に署名しましたが、締結に当たっては、まず国内法令の整備に取り組んでほしいとの障がい者団体の指摘を受けたこともあり、障害者基本法の改正をはじめとする国内法令の整備が進められることになりました。

1970(昭和45)年に制定された「心身障害者対策基本法」が1993(平成5)年に改正された際に、「障害者基本法^{※36}」として改められ、障がい者の「自立とあらゆる分野における参加促進」という基本理念が示され、これまで「医療と保護」の対象であった精神障がい者を身体障がい者、知的障がい者とならんで、初めて、障がい者と位置づけ、福祉的視点から社会復帰を支援していくこととなりました。

障がい者差別については、当初規定が設けられていませんでしたが、2004(平成16)年の改正の際に、障がい理由とする差別禁止(障がい理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと)の概念が明示されました。

その後「障害者基本法」は2011（平成23）年にも改正され、障害者権利条約の趣旨に沿った障がい者施策の推進を図るための所要の改正措置が盛り込まれました。

なお、1993（平成5）年、「障害者基本法」に先だって「障害者対策に関する新長期計画～全員参加の社会づくりをめざして^{※37}」が策定されています。2006（平成18）年には、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から「障害者自立支援法」が施行され、その中で障がい者の自立と地域生活支援のための目標値設定やその実現のための方策を示す「障害者福祉計画」の策定が義務づけられるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、障がい者観も変化しています。

2010（平成22）年から開催されている「障がい者制度改革推進会議」では、これまでの障がい者個人が障がいを克服して社会に適用する努力を求められ、治療や訓練が優先される「医学モデル」から障がい者が社会参加を制限、制約される原因は個人にあるのではなく、機能障がいと社会的障壁^{※38}との相互作用によって生じるとして社会環境や支援の在り方を変える「社会モデル」を踏まえた包括的障がいの定義がなされ、2013（平成25）年「障害者差別解消法^{※39}」が制定され、2016（平成28）年4月から施行されます。この法律により障がい者の概念は医学モデルから社会モデルへ、福祉の客体から権利の主体となり、不当な差別的取扱いの禁止、及び障がい者への社会障壁を除去するための合理的配慮が、民間事業者では努力義務、国の行政機関・地方公共団体では法的義務となります。

また、県においては、障がい者も社会を構成する一員として、社会・経済・文化などあらゆる分野における「完全参加と平等」の実現を目標に、1995（平成7）年に「福岡県障害者福祉長期計画」が策定されました。さらに、「新福岡県障害者福祉長期計画」〔2004（平成16）年～2013（平成25）年〕を策定し、「福岡県障害者福祉長期計画」を受け継ぐとともに、「障害者基本法」に定める「都道府県障害者計画」として位置づけ、今後の県における障がい者施策の推進のための指針としています。

イ うきは市の取り組み

本市では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方にに基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等の社会」の実現を目指します。

このような社会の実現に向けて「うきは市障害者計画及び障害福祉計画」を策定しました。この計画は、長期的な視点から6年ごとに見直しを行う「障害者計画」と、短期的な視点から3年ごとに見直しを行う「障害福祉計画」で構成されています。

「障害者計画」では、「共生社会」「完全参加と平等の社会」の実現に向けて、「保健・福祉・医療の充実」「雇用・就労の促進」「理解と交流の促進」「療育・保育・教育体制の充実」「生活環境の整備」の5つの重点項目を中心に取り組みを行っています。

また、「障害福祉計画」においては、障がい者支援施設から地域生活へ移行する者、同

じく施設から一般就労する者、障がい者福祉サービス等の見込み量（人数）を目標値として定め取り組みを行っています。

個別ニーズを把握するためには、相談支援体制の充実に努めています。また、障がい者支援施設や支援団体等の社会資源の発掘や連携強化を行うために「地域障害者協議会」を組織し、その運営を行っています。協議会には「障害者差別解消支援地域協議会」の機能も併せ持たせることで差別解消に向けた取り組みも行っていきます。

ウ 課題

障がい者の自立支援策として福祉サービスは重要です。福祉サービスには在宅福祉サービスや施設福祉サービスがありますが、障がい者の多様なニーズに対応するにはその質や量は十分と言えない状況です。

また、障がい者が日々の生活の中で、生きがいを持って生活を営むためには、障がい者自身が地域のさまざまな社会活動に参加し、地域の人々と交流を深めていかなければなりません。しかし、障がい者が社会活動に参加しようとする場合、障がい者を支援する人的、物的両面の条件整備が必要です。さらに、高齢化の進行、障がい者の重度化・重複化や社会情勢の変化により障がい者数は増加傾向にあります。障がい者に対する偏見等をなくすための啓発や障がい者を取り巻く個々の状況に的確に対応するための施策が求められています。

「市民意識調査」によると

- 「わが国にはさまざまな人権問題があるが、どの人権問題に関心があるか（複数回答）」の問いに対して

「障がい者の人権に関する問題」（42.4%）が最も高く、うきは市民は、障がい者の人権に対して高い関心を示している。

- 「障がい者の人権に関することがらで、特に問題であると思うものは何か」の問いに対して

「就労保障が不十分なこと」（53.4%）

「人格を否定するような差別的言動」（37.1%）

「介護・福祉・医療施設や制度の未整備」（33.5%）

- 「障がい者の人権が守られるために、今後必要なことはどのようなことだと思うか」の問いに対して

「障がいのある人に就業場所や機会をつくるとともに、日常生活への支援を充実させる」（64.4%）

「障がいのある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を充実させる」（40.2%）

「建物の階段や道路段差を解消してバリアフリーを進めるなど、生活環境の整備を進める」（32.2%）

このことから、障がい者の自立と社会参加を実現するためには以下のことが課題です。

- ・「障がい者」に対する偏見や差別の意識など「心の障壁（バリア）」を取り除くための人権教育・啓発活動の充実

- ・地域における保健・医療・福祉等の連携などの生活支援体制の整備
- ・就業機会の確保、障がい児教育の充実、権利擁護システムの整備
- ・2016（平成28）年4月から施行される「障害者差別解消法」施行に基づく障がい者の視点に立った公共施設の整備

（２）施策の基本方針

障がい者に対する理解を深め、偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、障がい者の自立支援と社会参加を可能とする環境整備を推進します。また、障害者差別解消法施行に伴い、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が地方公共団体において義務化されることから、そのための対応を行います。

障害者基本計画に基づき、障がい者一人ひとりに応じた個別の支援を行い、以下のとおり取り組みます。

＜障がい者の人権問題に係る基本方針＞

- ・障がい者の社会参加促進と安全な暮らしの確保
- ・障がい者の自立と共生の地域社会づくり
- ・心の障壁（バリア）をなくすための教育・啓発
- ・社会障壁を取り除くための合理的配慮の推進

（３）具体的な施策

ア バリアフリーのまちづくりの推進

（ア）障害者差別解消法施行に伴う、施設面でのバリアフリー化の推進と、誰もが自由に社会参加できる社会的障壁のないバリアフリーのまちづくりの推進

イ 「障害者計画」に沿った総合的な施策の推進

（ア）障がい者とその家族が安心して暮らせるように、当事者、家族、支援者の意見を十分に取り入れた、「障害者計画」に基づく総合的な施策の推進

ウ 自立と社会活動参加の促進

（ア）障がい者の社会参加を促進するため、就労機会の拡大に努めるなど、障がい者雇用の場の創出を推進

（イ）障がい者やその家族を孤立させない地域づくりのため、文化、スポーツ、レクリエーションなど障がい者の余暇活動の機会拡充

（ウ）障がい者の社会参加促進のための社会障壁を取り除く合理的配慮の推進

エ 支援サービスの充実

（ア）社会福祉協議会と連携した、カウンセラーなど専門職員の配置によるサービス体制の強化

（イ）地域活動支援センターをはじめとした、障がい者支援施設の拡充

(ウ) 手話通訳の派遣、及び手話奉仕員の養成

オ 障がいのある幼児・児童・生徒に対する教育

(ア) 障がいを持つ子どもや保護者のニーズに対応した相談体制の充実

(イ) 障がいの状況、発達段階、特性などに応じた教育内容・方法及び指導体制の改善・充実

(ウ) 学校教育法施行令の改定に伴う、「インクルーシブ教育^{※40}」の推進

カ 地域福祉権利擁護体制の推進

(ア) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の権利擁護のため、関係機関・団体と連携した、日常生活の福祉サービスの充実と地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用の促進

(イ) 障害者差別解消法に基づく市の対応マニュアルの作成、及び障害者差別解消支援協議会を組織することによる、障がい者差別の解消

キ 啓発

(ア) 「障害者週間」（12月3日～9日）における街頭啓発等の推進

(イ) 障がいに関する研修会及び講演会の定期的実施

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

国連は、1965(昭和40)年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択し、外国人の人権が尊重される社会の実現に向け、本格的な取り組みをはじめました。

我が国では、インドシナ難民の定住受け入れを契機として、国際条約への加入を進め、1979(昭和54)年に「国際人権規約」を批准しました。1981(昭和56)年に「難民の地位に関する条約」1982(昭和57)年に「難民の地位に関する議定書^{※41}」を締結し、2004(平成16)年に「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約^{※42}」を批准しました。また、「日本学生支援機構法(旧)日本育英会法」、「公営住宅関係4法」、「児童手当3法」、「国民年金法」や「国民健康保険法」などの国籍条項を撤廃し、社会保障の不平等な取り扱いの解消の方向へと向かっています。

また、1991(平成3)年には在日韓国人の法的地位に関する日韓協議後、「日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により、「法律126号^{※43}」や「協定永住^{※44}」などとなっていた旧植民地出身者の在日韓国人の在留資格は「特別永住^{※45}」に一本化され、翌年には外国人登録法の改正により特別永住資格者と一般の永住者については指紋押捺義務が免除になりました。

2012(平成24)年からは、「外国人登録法」が改正され、外国人住民も日本人と同様に住民票が作成されるようになりました。

また、現在、大きな社会問題となっているヘイトスピーチ（増悪表現）に対して、国連人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、「毅然と対処」し、法律で規制するよう勧告しています。

福岡県では、1997（平成9）年に「福岡県国際化推進プラン」を、2002（平成14）年には同プランを見直して「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、日本人と外国人がともに暮らす、世界に開かれた地域づくりを目指してきました。

イ うきは市の取り組み

本市の外国人登録者数は、2015（平成27）年3月末現在で、146人となっています。これまでの取り組みとして、英会話教室、韓国語教室といった国際交流事業及び外国青年招致事業による外国語指導助手（ALT）の配置を通じ、小・中学校の児童生徒に対する語学指導及び外国の文化にふれる学習や交流を行ってきました。

ウ 課題

国際化の進展に伴い、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は増加しています。

外国人と日本人が、住民として、ともに生きる開かれた地域社会を実現するためには、お互いに多様性を受け入れ、それを尊重していくという国際化時代にふさわしい市民の人権意識を育てていく必要があります。今後さらに歴史的経緯や異なった文化・価値観・生活習慣に対する理解を深め、相互理解を促進していくために、家庭・学校・地域等が連携・協力して外国人に対する人権意識を高めていくことが重要です。

（2）施策の基本方針

外国人も、地域社会を共に構成する大切なメンバーです。国際交流を進める中で、お互いを知り、学び合うことは、新たな文化や豊かな市民社会を創造していくことにもつながります。地域住民と在住外国人とが常日頃からお互いを尊重し合える多文化共生社会実現のため、また外国人の人権を尊重し、外国人に対する偏見や差別意識の解消のため今後の施策として以下のとおり推進します。

<外国人の人権問題に係る基本方針>

- ・国際理解のための教育・啓発の推進
- ・国籍、民族を問わず、すべての人が住みやすい環境づくり

（3）具体的な施策

ア 多文化共生社会についての理念の浸透

（ア）異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重するための、民族・文化・歴史等を正しく学習する機会の提供や啓発活動の充実

（イ）外国人の人権を尊重し、外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発や教育の推進

(ウ) 外国人との交流活動を通じた相互理解の促進

イ 情報及び学習機会の提供

(ア) 在住外国人への生活及び市政情報の提供

(イ) 日本人と外国人がお互いを知るための学習機会の提供

ウ 学校教育

(ア) 21世紀を担う児童・生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、異文化理解やグローバル化への対応力を高め、多様性を尊重することができるための国際理解教育の推進

(イ) 時代の変化に対応し、国際的な視野にたって行動することができる人材の育成

7 HIV感染者・ハンセン病元患者等の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

HIV感染者^{※46}とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群）を発症していない状態の人をいい、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズと呼んでいます。

HIVに感染しても潜伏期間が長く、感染力は弱く感染経路も限られているため感染予防は確実にできるものです。

1988(昭和63)年WHO^{※47}(世界保健機関)は、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症／エイズの蔓延防止と患者及び感染者への偏見と差別の解消を図る啓発運動の実施を提唱しています。

我が国においても、1999(平成11)年にHIV感染症／エイズをはじめとして、それまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が施行され、患者等の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることとなりました。

福岡県においても、HIV感染者及びエイズ患者に対する偏見や差別の解消を図るため、県民を対象とした啓発活動が実施されています。

しかし、HIV感染症／エイズについての知識が、ある程度普及した現在においても、依然として、自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、そのことによって、予防行動が適切になされず感染者の増加を招いたり、感染者への偏見や差別を助長したりする一因ともなっています。

ハンセン病は、感染力が極めて弱いにもかかわらず、伝染の性質や発病までの時間の長さから不治の病、遺伝病などといった誤った認識が生まれ、患者や元患者を社会から排除しました。日本では1931(昭和6)年に、「らい予防法(旧法)」が制定され、施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。

1943(昭和18)年アメリカで特効薬プロミンが開発され、確実に治る病気となり

ましたが、日本では、1948(昭和23)年に患者への断種・中絶を認める「優生保護法」、1953(昭和28)年に「らい予防法(新法)」が制定され、隔離政策が継続されました。

その後、1960(昭和35)年にWHOが隔離を否定する勧告を行いました。国が予防法の見直しの遅れを謝罪し「らい予防法の廃止に関する法律」が成立したのは1996(平成8)年のことでした。

このようにハンセン病患者・元患者は40年以上にわたり、誤った公的拘束により人権が侵害されてきました。

そして、2001(平成13)年ハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁判決^{※48}が下されました。その中でハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされ、国による補償や名誉回復及び福祉増進等が図られるようになりました。しかし、2003(平成15)年11月には熊本県内のホテルがハンセン病元患者(ハンセン病療養所入所者)の宿泊を拒否する事件が発生しました。2009(平成21)年には、ハンセン病の患者であった方等の福祉の増進、名誉の回復を推進し、ハンセン病問題を早期に解決するため「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。しかし、療養所入所者の多くはこれまでの長期間にわたる隔離により、家族や親族等との関係を絶たれ、また社会における偏見・差別や入所者の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況です。

イ うきは市の取り組み

HIV感染症及びエイズ問題については、感染症対策の実施主体として、北筑後保健福祉環境事務所がエイズ相談や検査等の事業を行い、国連合同エイズ計画のシンボルマークでもあるレッドリボン運動^{※49}等に取り組んでいます。市としては、県と協力して正しい知識の普及啓発・支援を行っています。

また、学校現場では性教育や人権教育の一環として、保健体育や道徳の時間にエイズ教育を実施しています。市としては、ハンセン病について1957(昭和32)年から全市町村長を特別会員とする福岡県^{とうふう} 藤楓協会^{とうふう}に対して側面的支援を行ってきました。協会では、ハンセン病の正しい知識の普及、ハンセン病療養所入所者等に対する里帰り事業、療養所訪問交流、元患者及び家族の生活相談等の援助を行っています。

ウ 課題

- HIV感染者及びエイズ患者の数は若い年齢層で増加していることから
 - ・青少年に対して、HIV感染症／エイズに関する問題だけでなく、性一般に関する正しい知識や理解も含め、適切に行動できるような教育・啓発について学校と地域との連携
 - ・HIV感染者及びエイズ患者への偏見や差別の解消に向けての啓発
- ハンセン病療養所の入所者は、未だに多くの方が生活や医療への不安や偏見・差別へのおそれなどから、療養所での生活を続けている状況であることから

- ・社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備
- ・偏見や差別の解消に向けて、正しい情報の提供や啓発

(2) 施策の基本方針

今後の施策として以下のとおり推進します。

<H I V感染者・ハンセン病元患者等の人権問題に係る基本方針>

- ・H I V感染症及びエイズについての正しい知識の普及を図るための教育・啓発を推進
- ・感染者への偏見や差別を解消していくとともに、感染者増加の予防
- ・ハンセン病患者や元患者に対する偏見や差別を解消し、療養所入所者の社会復帰を促進していくため、ハンセン病に対する正しい理解を深めるための教育・啓発

(3) 具体的な施策

ア 「福岡県感染症予防計画」に基づく性感染予防を含めた総合的視点によるH I V感染症及びエイズに関する啓発の推進

イ 学校におけるH I V感染症及びエイズ教育の充実のための教職員の研修内容充実、及び指導力の向上

ウ ハンセン病に関する啓発の推進

エ 関係機関との連携と相談体制の充実

- (ア) 法務局及び福岡県等関係行政機関、福岡県^{とうふう}籐楓協会、ハンセン病療養所等関係団体、(財)福岡県人権啓発情報センターとの連携の強化

8 さまざまな人権問題

(1) インターネットによる人権侵害に関する問題

近年の高度情報化社会を背景として、インターネットの匿名性を悪用し、インターネット上の電子掲示板やホームページに人権を侵害する情報の書き込みが増加しています。

また、「市民意識調査」によると、「インターネットによる人権侵害に関することがらで、特に問題であると思うものは何ですか（複数回答）」という設問に対し、「個人情報の流出」が58.0%と最も多く、次いで「ネット上の不用意な書き込み発言」が56.6%、第三に「ネット犯罪に巻き込まれる危険があること」44.8%と続いています。

このことから、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律^{※50}」（プロバイダ責任制限法）の周知に努めるとともに、利用者一人ひとりが、情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう関係機関と連携・協力しながら、必要な教育・啓発に努めます。また、携帯電話のメールなどを使った

誹謗中傷等による人権侵害も発生しており、特に子どもを中心としたスマートフォンの無料通信アプリ等への過度の依存やトラブル等も社会問題にもなっています。この問題に対して、本市では吉井中学校が全国に先駆けて「スマホに係る家庭教育宣言」を行い、現在市内の全小・中学校にも広がるなど先進的な取り組みを行っています。子どものみならず大人も含め、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を促進するための教育・啓発の取り組みを進めます。

(2) その他の人権問題

前項までの分野のほか、北朝鮮当局による拉致問題、アイヌ民族、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、ホームレス、性的マイノリティー^{※51}などさまざまな人たちの人権に係る問題があります。

このような問題の中には、市だけで解決することが難しいものもあり、国・県の動向も把握しながら対応していく必要があります。

第4章 基本計画の推進体制

1 全庁的な体制による推進

本市が実施するすべての行政施策は「日本国憲法」の基本理念である平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を基本として実施しています。よって、すべての行政施策は「人権行政」であり、「人権行政」は市の施策の根幹であるという理念のもと推進します。

また、人権問題には、各分野に横断的に関係するものがあり、さまざまな課（局・室）が連携して対応しなければなりません。そのため、全庁的な推進体制により人権行政を推進します。

2 行政職員及び教職員に対する人権研修

人権教育・啓発に関する施策を推進するにあたっては、施策の実施者である行政職員及び教職員が正しく人権尊重の理念を理解し、行動することが不可欠です。「自分の仕事を通じて、どうすれば人権問題を解決できるのか。」ということを考える積極的な職員を養成していかなければなりません。

したがって、すべての行政職員及び教職員に対し、体系的な人権研修とともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

3 人権関係機関・団体とのネットワークの構築

市、市教育委員会、うきは市人権・同和教育研究協議会等、人権関係団体とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催、人材・施設の相互活用等を図り、啓発、研修、研究、相談等の効率的な推進を図ります。

また、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施していくために、幼稚園、保育所（園）、小・中学校、高等学校の教育機関、自治協議会、社会教育施設及び社会教育集会所や社会福祉施設をはじめ、法務局・人権擁護委員等との連携を推進します。

用 語 解 説

※1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する基本法的な性格をもつ法律で、2000（平成12）年12月6日に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が、また、国民として人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努める責務があると定められています。

※2 国際連合

国際連合は、世界の平和と経済・社会の発展のために協力することを誓った独立国が集まってできた機関です。国連は、1945（昭和20）年10月24日に正式に発足しましたが、そのときの加盟国は51か国でした。今では加盟国の数は193か国に増えています。国連には次の4つの重要な目的があります。

- ・全世界の平和を守ること
- ・各国の間の友好関係を作り上げること
- ・貧しい人々の生活条件を向上させ、飢えと病気と読み書きのできない状態を克服し、お互いの権利と自由の尊重を働きかけるように、共同で努力すること
- ・各国がこれらの目的を達成するのを助けるための話し合いの場となること

※3 国連憲章

国連憲章は、各加盟国の権利と義務、そして、加盟国が自ら設定した目標を達成するために何をすべきかを説明する、一連の指標となっています。ある国が国連に加盟するということは、憲章の目的と原則を受け入れるということです。1945（昭和20）年6月26日、50か国の代表は、サンフランシスコで国連憲章に調印しました。

※4 世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日、国連第3回総会で、すべての人民とすべての国が達成すべき人権の共通基準として採択した宣言です。

第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とあります。

この宣言は、その後の各国憲法や地域人権条約にも多くの影響を与え、わが国も1951（昭和26）年の平和条約前文で、この宣言の目的実現のため努力する意思を明らかにしました。

12月10日は世界人権デーとされ、わが国はこの日に先立つ一週間を人権週間として、色々な記念行事を催しています。

※5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

あらゆる種類の人種差別を非難し、その撤廃と人種間の理解促進を目的とする国際条約です。1960（昭和35）年頃にヨーロッパでおきた反ユダヤ主義を煽る事件が頻繁に発生することを契機に、国連人権委員会が起草、1965（昭和40）年国連総会で採択、1969（昭和44）年に発効しました。「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」による差別を対象としており、あらゆる人種差別を根絶するため、当事国に対して、必要とされる措置を義務付けています。

また、この条約の実施確保のために、国連内の監督機関として「人種差別撤廃委員会」が設置されています。

現在の締約国は177か国となっています。日本は、1995（平成7）年ようやく、この条約の146番目の締約国となりました。

※6 国際人権規約

世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持つよう条約化したものです。1966（昭和41）年12月に国連総会で採択された条約です。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称で、日本はA規約・B規約について、1979（昭和54）年6月に批准しています。

※7 国際年

特定のテーマに関して、その重要性の周知や課題の解決などに、国連が重点的に取り組むことを設定する年です。さまざまなキャンペーンや関連事業が展開され、世界的な取り組みの大きな契機となります。

※8 人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画

「国連10年」は、1994（平成6）年12月に第49回国連総会で採択されましたが、その前年にユネスコはカナダのモントリオールで「人権と民主主義のための教育に関する国際会議」を開催しています。また、国連はオーストリアのウィーンで世界人権会議を開催しています。これら2つの国際会議で採択された「宣言」や「行動計画」の中に、人権教育の重要性や「国連10年」に取り組む必要性が盛り込まれました。

なかでもモントリオールで採択された「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」は、人権教育を世界的に推進していくことの必要性を極めて説得的に盛り込んだものです。

※9 世界人権会議

世界人権宣言45周年を契機に、1993（平成5）年の国連がウィーンで開催した会議です。冷戦が終わり新しい国際秩序が模索される中で、すべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調しました。

※10 人権教育のための国連10年

1994（平成6）年12月の国連総会において、1995（平成7）年～2004（平成16）年までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国にさまざまな活動を行うことを提唱しています。

これを受けて日本では、1997（平成9）年7月に、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が、同推進本部（本部長：内閣総理大臣）より出されました。

※11 人権週間（12月4日～10日）

国連は1948（昭和23）年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。日本では12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

※12 人権問題の共通課題

当市では人権問題の構造として「異花同根」という考え方で市民啓発を行っています。同和問題や障がい者問題、子ども問題、高齢者問題などの目に見えている個別課題だけを解決しようとしても、その根底にある共通課題をなくしていかないと人権問題の解決にはつながらないと考えており、その共通課題とは排除と支配であるという視点で啓発を展開しています。

※13 同和对策審議会答申

1961（昭和36）年、総理府に同和对策審議会が設置され、内閣総理大臣より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方針」について諮問を受け、1965（昭和40）年に審議した結果をまとめた答申が出されました。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしています。

※14 同和对策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、農業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された、10年間の時限立法です。

※15 地域改善対策協議会意見具申

同和行政について、政府に対し意見を具申するため設置された総務庁の附属機関として1982（昭和57）年に設置され、1996（平成8）年5月には、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行いました。

「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決することは国際的な責務である」として

います。

※16 えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

※17 国際婦人年

1975（昭和50）年、女性の地位向上を目指す契機となるよう提唱した年です。

※18 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979（昭和54）年12月に国連総会で採択された条約です。男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対する差別の撤廃について包括的に規定しています。日本は1985（昭和60）年に批准しました。

※19 男女共同参画2000年プラン

「男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画」の副題が付きます。重点目標として、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、女性に対するあらゆる暴力の根絶、メディアにおける女性の人権尊重、生涯を通じた女性の健康支援を新たに掲げ、ポジティブ・アクション（積極的行動）の検討・奨励、セクシュアル・ハラスメントの防止対策、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。）などが盛り込まれ、推進のための基本法の検討など、2000年までに取り組むべき施策がまとめられています。

※20 男女共同参画社会基本法

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女がともに責任を担うべき社会を実現させるため、日本では、1999（平成11）年に制定されました。この法律に基づき2000（平成12）年に閣議決定された「男女共同参画基本計画」では、長期的な政策の方向を明示し、具体的な施策を示しました。

※21 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の省略語「男女雇用機会均等法」

1972（昭和47）年7月1日公布された法律で、憲法第14条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念として掲げています。

1985（昭和60）年5月成立の男女雇用機会均等法は、女子差別撤廃条約批准に向けて制定されたものであり、1997（平成9）年の改正〔1999（平成11）年4月施行〕によってはじめて、雇用の場における男女平等を確保する法律としてスタートしたといわれています。改正前と対照してしばしば「改正均等法」とよばれています。

主な改正点は、これまでの努力目標とされていた募集・採用、配置・昇進についての女性に対する差別が禁止され、また女性のみでの募集・女性優遇も原則禁止、違反に対し企業名公表という制裁制度が加えられたこと、調停開始にあたって「相手の同意」が必要でなくなったこと、ポジティブ・アクション（積極的行動）の導入、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務が加えられたこと、妊娠・出産に関する保護が強化されたことなどです。

しかしながら、職場のセクハラ被害は跡を絶たず、男性に対する差別も新たな問題として浮上してきたため、2006（平成18）年に大幅な改正〔2007（平成19）年4月施行〕が行われました。

この改正で男女双方に対する差別の禁止や間接差別の禁止などが盛り込まれ、差別禁止が強化されました。しかし男女双方で非正規雇用化が進み、とりわけ女性の就労環境は、パート労働など不安定な状況が一層深刻になっています。

※22 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の省略語「育児・介護休業法」

この法律は、育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めています。これによって、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としています。育児・介護を行う労働者が、職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮し充実した職業生活を営むことができること、育児または介護について、家族の一員として役割を果たせることを基本理念としています。

※23 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

これまで「家庭内のこと」と見過ごされてきた、夫やパートナーからの暴力を防止し、被害者を保護するため、2001年4月に制定され、「法は家庭内に入らず」という従来からの社会通念を打ち破り、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、2004年と2007年の2度にわたり、被害者保護の充実を図るため法改定が行われました。

※24 児童（子ども）の権利に関する条約

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された条約です。18歳未満のすべての者

を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定しています。わが国は1994（平成6）年に批准しました。

※25 児童福祉法

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律です。

関連相談機関の1つである児童相談所（第12条）や被害者を居住させ保護する施設一つとして考えられている母子生活支援施設（第38条）について、規定されています。

※26 児童虐待の防止等に関する法律

日本には元々、1947（昭和22）年に制定された「児童福祉法」に児童虐待についての規定がありました。しかし、環境の変化に伴い、児童虐待が深刻化しているのを受け、2000（平成12）年に施行されました。この法律で児童虐待とは、18歳に満たない子どもに対して次のような行為をすることと定めています。

「身体的虐待」殴る、けるなど、子どもの身体に加えられる行為。

「性的虐待」子どもに性的な行為を強要すること。

「ネグレクト」食事を与えないなど、養育の拒否、怠慢。

「心理的虐待」言葉による暴力や無視など、心を傷つける行為。

これらの虐待を早期に発見しやすい立場にある、学校の教職員や児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士などに、早期発見の努力義務が課せられました。

※27 適応指導教室（キーノート）

県や市町村教育委員会が設置した学校外にある不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するための施設です。カウンセリング、学習・体験活動、集団生活への適応指導等を組織的、計画的に行っています。

※28 高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）

平成元年に策定された「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」の事で、高齢者の保健福祉サービスの充実を図るため、在宅福祉・施設福祉事業の整備・推進をしていましたが、平成6年、さらなる整備目標の引き上げなどを見直した「新ゴールドプラン」が策定されました。

※29 新・高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（新ゴールドプラン）

1994（平成6）年12月に大蔵・厚生・自治の3大臣の合意に策定された「新・高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略」の事です。平成元年に策定された「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」に示された高齢者の保健福祉サービスの基盤整備目標が、全体的に不足していることが明らかになったことなどを踏まえて、ヘルパー数や施設数などの目標水準を一部修正、また、認知性老人対策の強化などを加えました。

※30 ゴールドプラン21

ゴールドプラン21は、いかに活力ある社会を作っていくかを目標にしています。「いつでもどこでも介護サービス」「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」「ヤング・オールド（若々しい高齢者）作戦」の推進、「支えあうあたたかな地域づくり」「保健福祉を支える基盤づくり」のように、介護サービスの基盤整備と生活支援対策などが位置づけられ、新ゴールドプランには盛り込まれていなかったグループホームの整備を具体的な施策として掲げています。

※31 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい人（認知性高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の権利を擁護するため、日常生活上の手続きや福祉サービスの適切な利用のために必要な援助、また安心して自立した生活が送れるように日常的金銭管理サービス等を提供する事業をいいます。

※32 成年後見制度

判断能力が不十分な認知性高齢者、知的障がい者等は、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあうおそれがあります。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、2000（平成12）年4月スタートした制度で、本人やその配偶者等が家庭裁判所に申し立てることにより、財産管理等に関する契約等の法律行為全般にかかわる後见人・補佐人・補助人が選任される制度です。

※33 バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

※34 ノーマライゼーション

障がいのある人の人権を尊重して、取り巻いている環境を変えることにより、他の人々と同様な生活が送れる社会を作り上げていくことをいいます。

※35 国際障害者年

1981（昭和56）年、障がい者の完全参加と平等をめざす契機となるよう提唱した年です。

※36 障害者基本法

1970（昭和45）年5月に施行された「心身障害者対策基本法」は、1993（平成5）年12月に改正され、名称も「障害者基本法」となりました。この法律は、障がい者のための施策の基本となる事項を定めています。そして、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を

促進することを目的としています。

また、2004(平成16)年「障害者基本法の一部を改正する法律案」が成立しました。改正案では、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが追加され、さらに2011(平成23)年の改正では、障がい者の定義の拡大と、合理的配慮の概念が導入されました。

※37 障害者対策に関する新長期計画～全員参加の社会づくりをめざして

政府は1993(平成5)年3月に「完全参加と平等」の実現に向けて「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」を策定しました。その中で、障がいのある人を取り巻く4つの障壁を指摘し、これらを除去し、バリアフリー社会の実現を目標として掲げています。

この、障害者を取り巻く4つの障壁とは次のとおりです。

- 1 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁
- 2 障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
- 3 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
- 4 心ない言葉や視線、障がい者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁(心の壁)

※38 社会的障壁

「障害者差別解消法」では障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしています。

※39 障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013(平成25)年6月に制定されました。

この法律により障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止と障がい者への合理的配慮を行うことが求められています。

※40 インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。国連の「障害者権利条約」の批准に向けて国内の法整備が進む中、改正障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれました。

※41 難民の地位に関する議定書

1967(昭和42)年、難民の地位に関する条約を補足する「難民の地位に関する議定書」

が採択されました。条約とこの議定書をあわせて、一般に「難民条約」と呼ばれています。難民条約は、現在も難民の国際的保護の基礎としての役割を担っています。

※42 全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約

2003（平成15）年7月に発効した条約です。

この条約は、法的地位（在留資格）に関わりなく、移住者は労働及び経済的側面を超えて役割や責任を持った人間であるということを認めたいと、市民的、経済的、政治的、社会的及び労働の権利に関わる保護の最低基準を設けています。移住労働者の搾取を防止・撤廃することも目的としており、とりわけ、移住労働者の違法な斡旋の防止や非正規あるいは未登録の状態の移住労働者に対する情報提供などの一定の保護を定めています。

※43 法律126号

「在日韓国人・朝鮮人」の人たちは日韓併合後、日本の植民地政策のもとで「大日本帝国臣民」となっていました。終戦後の1947（昭和22）年の勅令によって当分の間、外国人扱いとなりました。これは、この勅令は翌日の憲法施行日の前日であったことから、憲法上その人権が保障される日本国民とそうでない者をわけようとする意図があったという説もあります。1952（昭和27）年、サンフランシスコ講和条約発効により「在日韓国人・朝鮮人」の日本国籍離脱は明確なものとなりました。このことは同時に一般外国人と同じく出入国管理令、外国人登録法の対象となることを意味していました。しかし、急に外国人になったからといってすべての「在日韓国人・朝鮮人」を何らかの在留資格に振り分けることは不可能でした。そこで政府は同日付で日本国籍を離脱した者と1945（昭和20）年9月3日（日本の降伏文書調印の日）以降に生まれた子は「別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が定めるまでの間、引き続き日本に在留できる」としました。この法律は「法126号」と略されました。

※44 協定永住

1965（昭和40）年、日韓基本条約が締結され、日本政府は韓国政府を朝鮮半島における唯一の合法政府と認めました。その法的地位協定に基づいて「協定永住」という新しい永住許可制度ができました。これは韓国籍を持った人のみ25年間の在留を認めるとしたもので、韓国国民で1966（昭和41）年から5年間で申請した者とその子どもに「協定永住」権が与えられました。しかし3世については、25年後の1991（平成3）年までに再協議して決めるとしました。（いわゆる91年問題）。なお協定永住者には、入管令の「退却強制事由」などについて一定の優遇措置が与えられました。しかしこれらはすべて韓国国籍者に限定されたため、「在日韓国人・朝鮮人」の間に分断が生じる結果となりました。多くの「在日韓国人・朝鮮人」の人々は韓国籍を取得し、外国人登録証の国籍条項を「韓国」に変更しました。「朝鮮」のままだとその残留資格は「法務大臣の特に認めたもの」という資格で、大臣の裁量によって強制送還がいつでもできる不安定なものでした。また外国へ出国することもできず、日本への再入国もままならないという状態におかれましては。

※45 特別永住

1965（昭和40）年の日韓基本条約締結から25年がたち、再び「在日韓国人・朝鮮人」の在留権の問題が浮上してきました。その解決策として「日韓法的地位協定に基づく協議に関する覚書き」が発行され、「特別永住」という在留資格が登場しました。これによってはじめて「在日韓国人・朝鮮人」の在留権が一本化されました。この特別永住は在留期間、在留活動に制限がなく、退去強制事由も大幅に縮小されています。1952（昭和27）年のサンフランシスコ講和条約発効から実に40年近くもたつてようやく「在日韓国人・朝鮮人」の安定的地位に貢献した形となりました。

2012（平成24）年の制度改正で「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されるようになりました。また「みなし再入国許可」が導入され、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者が、出国の際に、出国後2年以内に再入国する意図を表明する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。さらに施行日後〔2012（平成24）年7月9日以降〕に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「4年」から「6年」に伸長されました。

※46 HIV 感染者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群）を発症していない状態の人をいい、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズと呼んでいます。

HIVに感染しても潜伏期間が長く、感染力は弱く感染経路も限られているため感染予防は確実にできるものです。

※47 WHO（世界保健機関）

World Health Organization の略で、国際社会の人々が最高水準の健康を維持することを目的とした、国際連合の専門機関の一つです。本部はスイスのジュネーブにあります。

※48 熊本地裁判決の骨子

「遅くとも1960（昭和35）年以降においてハンセン病は隔離政策を用いなければならない特別な疾患ではなくなり、すべての入所者及び患者について、隔離の必要性が失われた。厚生省としてはこの時点で隔離政策の抜本的な変換をする必要があったが、らい予防法廃止までこれを怠っており、厚生大臣の職務行為に国家賠償上の違法性及び過失があると認めるのが相当である。」「隔離規定は1960（昭和35）年には合理性の根拠を全く欠いており、違法性が明白になった。1965（昭和40）年以降に隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償上の違法性及び過失があると認めるのが相当である。」というものなどです。

※49 レッドリボン運動

身に付けることでエイズに関して偏見を持たない、エイズとともに生きる人々を差別しないという理解と支援の意思表示運動のことをいいます。

**※50 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
(プロバイダ責任制限法)**

インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律です。

※51 性的マイノリティ

「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。

性的マイノリティとは、同性愛や性別に違和感を覚える人々や性同一性障がいなどの人々をいいます。

「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」としている社会からみて少数者という意味です。

2003（平成15）年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件を満たせば、家庭裁判所の審判によって戸籍上の性別を変更できるようになりましたが、行政文書の性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務・医療の受診など様々な問題が指摘されています。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年12月6日法律第147号

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条、又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を言い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講じることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(2000年11月16日)

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

(2000年11月28日)

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

日本国憲法（抄）

1946（昭和21）年11月3日公布

1947（昭和22）年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべての国民は、法律(教育基本法第三条第二項)の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべての国民は、法律(教育基本法第四条)の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成17年3月20日

条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保護し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と連携の上、人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年3月20日から施行する。